

平成20年度第1回

札幌市次世代育成支援対策推進協議会

議 事 録

日 時 : 平成20年12月18日(木) 14時00分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎18階第2常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（新津子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、平成20年度第1回札幌市次世代育成対策推進協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を担当しております子ども未来局子ども企画課の新津と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

○事務局（新津子ども企画課長） まず、推進協議会の開催に先立ちまして委員の委嘱についてであります。本来であれば上田市長からお1人ずつ委嘱状をお渡しするところでございますが、この後の議事の充実にご協力いただきたく、あらかじめお手元に委嘱状を交付させていただいております。ご了承願いたいと存じます。

3. あいさつ

○事務局（新津子ども企画課長） それでは、初めに、上田市長からごあいさつがございます。

○上田市長 今日は、お集まりいただきまして、ありがとうございます。札幌市長の上田でございます。

ただいま、平成20年度札幌市次世代育成支援対策推進協議会の委員ということで、皆様方に委嘱状をお渡しさせていただきました。大変お忙しい皆様方ばかりであるにもかかわらず、快くお引き受けいただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、この年末の最も忙しい時期であるにもかかわらず、時間を繰り合わせの上、こうして第1回協議会にご参集いただきましたことにも心からの感謝を申し上げたいと思います。

ご承知のように、次世代の子どもをどう育てるかということについては、この少子高齢社会が急激に到来しております全日本的な課題でもございますし、ましてや、札幌という土地柄を見ますと、少子高齢社会というのは本当に急速に来ております。また、少子化時代といいますか、女性が出産する子どもの平均的な数が全国水準をはるかに下回るという極めて厳しい状況にある中で、子どもをいかに健やかに生みやすい環境をつくり、そして札幌の担い手、次世代を担う人格者をいかに育てていくかということが極めて緊急な課題となっているところでございます。

この推進法ができて、平成17年から10か年計画で子ども未来プランをつくるというのが法律上の規定でございますが、札幌市は、そういう問題意識の中で既に平成15年からこの検討をさせていただきまして、法律に先立ちまして16年から子ども未来プランをつくらせていただきました。追っかけ、法律の規定がございまして、法律は5年5年の見直しということで10か年計画となっておりますが、札幌市の場合は1か年繰り上げ

てつくらせていただきましたので、平成16年から平成21年までの6年間で前期、そして22年以降を後期ということで、今、未来プランをつくろうとしているところでございます。

今、まさに21年を迎え、そして22年からの後期のプランはいかにあるべきかということ、現状をしっかりと認識した上で、子どもを大切にする社会、子どもを生み育てやすい社会を目指していくために、皆様方のお知恵を拝借しながら、立派なプランをつくり、かつ、それを実践してまいりたいと考えているところでございます。

早く手を挙げて、早く前期のプランを立てた割には、なかなか実践的な課題を処理し切れないところもございました。そういうことも踏まえまして、これからの問題、私たちの社会において何が必要なのかということについて、現状を把握した上、多くの階層の皆様方からご意見をちょうだいしたいと考えております。今、ワーク・ライフ・バランスということが言われ始めておりますが、今回は、会社の事業主の皆様方、経営者の皆様方、そして、そこで働かれます労働者の皆様方の代表もこの委員に委嘱させていただきました。さらには、お医者さん、弁護士という専門家の知識をお持ちの皆さん方からも、さらには子育てをサポートする実践をしておられる皆さん方、さまざまな皆様方のご意見をちょうだいして、本当に手厚く、実態に合った、そして現実的なプランをつくっていくために、皆様方の力、そしてお知恵を拝借したいと考えております。本当にお忙しい方ばかりではございますが、ぜひ札幌の未来を皆様方のお力によって立派なものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

簡単ではございますが、開会に当たりまして、皆様方のご労苦に心から感謝を申し上げ、お願ひを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○事務局（新津子ども企画課長） この後、上田市長は公務がございまして、ここで失礼をさせていただきます。

○上田市長 どうも失礼いたします。よろしくお願ひいたします。

4. 自己紹介

○事務局（新津子ども企画課長） ここで、委員に就任された方々に一言ずつ自己紹介をいただければと存じます。

なお、本日、芝木委員が都合により欠席の旨、ご連絡が入っておりますことをご報告申し上げます。

それでは、50音順で記載しております委員名簿に従いまして、最初に磯野委員から、一言ごあいさつをお願いいたします。

○磯野委員 磯野と申します。

私は、平成12年まで札幌市PTA協議会の会長をやっております、その後、携帯やインターネットのトラブルから子どもたちを守るという講演をずっと続けております。そ

ういった関係で、アシストセンターさんと何度か講演等のやりとりがありましたので、恐らく、この席に座ることになったのだらうと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 伊藤道明と申します。

公募市民ということでこの場に参加させていただいております。

私は、民間のサラリーマンです。学生時代から子どもとかかわる活動をしておりまして、今なお子ども支援と子育て支援にかかわる活動を個人的に、あるいは、ほかの団体と一緒に、あるいは、ほかの団体に入って活動しているものでございます。おなかの産まれる前の赤ちゃんから18歳未満の子どもたち、一部、成人の子どもたちもおりますけれども、自分のライフワークとして子どもというテーマで活動させていただいております。

よろしく願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

大島委員、お願いいたします。

○大島委員 連合北海道札幌地区連合会という労働組合で副会長をやっております大島と言います。よろしく願いいたします。

私は、働く者の立場ということで選ばれたというふうに認識しております。そういった観点からいろいろ意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

小川委員、お願いします。

○小川委員 小川京子と言います。

公募市民という形で応募させていただきまして、この場にいさせていただきます。よろしく願いいたします。

私は、NPO法人北海道子育て支援ワーカーズの理事をしまして、地域では「子育て支援ワーカーズ プーのいえ」の代表をしまして、子育てにかかわることを15年やっております。今回は、机の上の協議ではなくて、現場のお母さんたちの声とか子どもの様子などを皆さんにお伝えしながら、よりよい形をここで検討して、そして前へ進めたらいいかなと思って応募させていただきました。皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

金子委員、お願いいたします。

○金子委員 金子でございます。

北海道大学で社会学を受け持って、専門は少子高齢化の研究でございます。

前期プランの作成のお手伝いもいたしました。引き続き、この仕事をさせていただくこ

とになりました。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

品川委員、お願ひいたします。

○品川委員 札幌国際大学短期大学部の品川と申します。

私も前期のプランの後半の方でちょっとお手伝いをさせていただきました。専門は、子育て支援とか、多文化保育とか、それから児童虐待のこともいろいろ勉強させていただいております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

鈴木委員、お願ひいたします。

○鈴木委員 札幌市小学校長会の事務局長をしております白楊小学校の鈴木と言ひます。

教育現場の視点からお話をさせていただければと思ひております。どうかよろしくお願ひいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

高荷委員、お願ひいたします。

○高荷委員 商工会議所の政策委員会を代表しましてこの会に参画させていただきました。

会社は、東区北31条東1丁目、自宅は北区太平でございます、目下のところは孫の育てに大変苦勞しているという立場からお話をさせていただけたらと思ひております。

なお、大昔の話になりますけれども、私が名古屋にいた当時に知的障害児施設、児童養護施設、それから兵庫県では中央児童相談所といったところでいささか体験を積んできております。ともあれ、何か一つここでも学び取って帰りたいという思ひで参画させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

津元委員、お願ひいたします。

○津元委員 札幌市PTA協議会副会長の津元と申します。

現役の保護者として現場の声をこの会議に届けていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

富田委員、お願ひいたします。

○富田委員 札幌市青少年育成委員会連絡協議会の議長をしております富田と申します。

これから皆さんと一緒に勉強していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

中島委員、お願ひいたします。

○中島委員 札幌市の主任児童委員連絡会の副代表をしております中島と申します。

子どもを3人育てて、そのときにはPTA活動に携わったり、その前は幼稚園に勤めていたり、今現在までも子どもにずっとかかわりを持ってきております。それで、主任児

童委員の立場として、日ごろ子育てをしているお母さんたちに接しているということから、皆様のご意見をいろいろ参考にしながら一緒にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

続いて、野田委員、お願いいたします。

○野田委員 札幌市の民間の認可保育所の連合会であります札幌市私立保育所連合会の会長をさせていただいております野田と申します。

西区にあります手稲東保育園の園長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

秦委員、お願いいたします。

○秦委員 児童養護施設興正学園で施設長をしております秦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

札幌市で制定されました子どもの権利条例（札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例）に関しましては、第1期の制定検討委員として多少お手伝いをさせていただいた経緯がございます。子どもの福祉の向上に向けていろいろと勉強し、そして何かお役に立てることがあればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

母坪委員、お願いいたします。

○母坪委員 皆さん、初めまして。

今回、札幌市小児科医会を代表して参加させていただくことになりました。

私は、N T T東日本札幌病院の小児科に勤務しています。

私の専門は内分泌と糖尿病ということでホルモンが専門で、成長にかかわる仕事をしておりまして、愛情遮断性低身長とか、養育過誤による成長障害などにかかわらせていただいておりますので、少しでもお役に立てるように協力していきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

丸山委員、お願いいたします。

○丸山委員 私は、札幌医科大学保健医療学部におります。専門は看護学ですが、特に妊産婦と出産後の子育てをしている女性の健康について行っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

森本委員、お願いいたします。

○森本委員 北海道労働局雇用均等室の森本でございます。よろしくお願いいたします。

職場に雇われて働く方々の仕事と家庭との両立支援対策について、行政の立場から参加させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 弁護士の山田暁子と申します。よろしくお願いいたします。

弁護士になって8年目になります。

今回、こちらに参加させていただいたのは、弁護士という立場でもありますが、私は今、2歳の子どもがおりまして、実家が本州なものですから、まさに今、仕事と育児、家事の両立に日々奮闘しながら生活しているところです。

その中で、子どもが保育園にお世話になっていきますし、また、プーのいえさんの代表の方がいらっしゃったのですが、私はかざぐるまという団体に子どもが病気のときなどをお願いしております。また、札幌市では三つ病院に病児保育をさせていただいているのですが、子どもが病気のときはそちらにお世話になったりということで、仕事を持った母親という立場でも意見を言っていければなと思っています。

また、弁護士という立場では、少年事件とか、女性ということもあって、女性からの離婚等の相談を多く受けております。その中で、いろいろな家庭の子どもさんを見てきますし、主にお母さんの立場から話を聞いてきていますので、そういったことも生かしていければと思っています。

いろいろな立場がありますが、張り切って意見を言っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） どうもありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料は事前に送ってございますけれども、資料は1から4まで4種類ございます。資料1としまして、A3判カラーの2枚物ですが、子ども未来プランの総括表がございます。

また、資料2として、個別事業の一覧がありますけれども、個別事業実施状況のちょっと厚目の冊子がございます。続きまして、資料3として、子どもの最善の利益を実現するための権利条例の条文がお手元にあります。資料4としまして、資料4とは書いておりませんが、子どもの笑顔が表紙に書いてある冊子で、放課後子どもプランの冊子、中に概要版とパブリックコメントの概要が書いてございます。

資料は1から4までございますけれども、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

そのほかに、参考資料としまして、次世代育成支援対策推進法の条文、A4判のそれぞれ1枚物になりますけれども、協議会の設置要綱、委員の名簿が1枚ずつ、あとは冊子になりますけれども、子ども未来プランの前期計画のクリーム色の冊子、その概要版になりますが、オレンジ色の薄い冊子、以上がお送りしました資料でございます。お手元がない方がいらっしゃいましたらお知らせいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

5. 座長及び副座長選出

○事務局（新津子ども企画課長） それでは次に、当推進協議会の座長及び副座長の選任に入らせていただきます。

推進協議会設置要綱第3条第1項の規定によりまして、座長お1人、副座長お1人を置き、委員の互選により定めるといふふうに規定されてございます。

まず最初に、座長の選任についてでございますけれども、委員の方々から何かご意見はありますでしょうか。

富田委員、お願いいたします。

○富田委員 できることなら、金子委員を推薦したいのですけれども、よろしければ、皆さん、拍手でお願いします。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（新津子ども企画課長） ありがとうございます。

それでは、金子委員に、引き続き、座長をお願いしたいと存じます。

大変恐縮ではございますけれども、座長席がございまして、そちらの方にお移りいただきたいと思っております。

〔金子座長は所定の席に着く〕

○事務局（新津子ども企画課長） ここで、議事進行を金子座長と交代させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○金子座長 金子でございます。

前期のプランに引き続きまして、皆様方に後期のプランづくりにたくさんのご意見をちょうだいしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

専門の少子高齢化の研究をしている中で感じますのは、少子化なのに産まれた子どものリスクが非常に大きくなっている、産まれにくくなっている、そして産まれた子どもの育成にも非常にリスクが大きくなっているということでございまして、社会全体でどのようなことができるかこれから考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私が座長ということでございますが、副座長の選任に移りたいと思っております。

皆様、ご意見はございませんでしょうか。

お願いします。

○鈴木委員 金子座長に一任したいと思います。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○金子座長 どうもありがとうございます。

それでは、私から副座長を推薦させていただきます。

前期に引き続きまして、野田委員をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○金子座長 ありがとうございます。

それでは、満場一致ということで、野田委員に副座長をお願いいたします。

恐れ入りますが、副座長の席にお移りください。

〔野田副座長は所定の席に着く〕

○金子座長 それでは、一言あいさつをお願いいたします。

○野田副座長 野田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

前期に続きまして、金子座長のお手伝いもできないのですが、何とか頑張りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○金子座長 どうもありがとうございました。

6. 議 事

○金子座長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

まず、議事の1番目でございますこの協議会の位置づけと後期行動計画についてでございますが、事務局の方からご説明をちょうだいします。

よろしくをお願いします。

○事務局（八反田子ども未来局長） 事務局をお預かりしております子ども未来局の八反田と申します。よろしくお願いいたします。

私ども事務局といたしましては、皆様の協議がスムーズに、そして、より深い議論がされるようにということで最大限のサポートをさせていただきたい、何なりとどしどし言っていたきたいという気持ちでおりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

冒頭の市長のごあいさつにもございましたように、次世代育成支援対策推進法が15年7月に制定いたしましたして、それを受けて、国、自治体、事業主、国民すべてに責務が明らかにされたわけでございますが、地方公共団体として行動計画を定めるということが、法律の中に規定されたわけでございます。皆様のお手元にあります法律の第8条にそのことが書いてございます。

計画の期間としては、先ほど市長が申し上げましたとおり、17年が初年度であったわけですが、札幌市は、それを1年前倒ししまして、16年9月に、事前に皆様のところにお送りしております子ども未来プランを策定いただきまして、それを公表しているわけでございます。それを毎年、いろいろ事情が変わってきますし、法律も変わってまいりますので、年次ごとにさらに深めて、そして皆様にご検証いただいていたというのがこれまでの経緯でございます。そうした中で、22年度からの後期計画を策定しなければならないという年になりまして、前期の事情とは社会も経済も、子育てをする環境、そして子どもたちの周りの環境も大きく変わってきているということを、私ども日々の仕事の中で深く感じているところでございます。

今回、新たに入ってくださいました委員が大勢おられますけれども、日ごろ感じておられること、その中で考えておられることをこの場でぜひ出していただきたい、それから、

それぞれのご専門の立場の中でお考えのことをぜひ出していただきたいと思いますと思っております。

自己紹介をお伺いいたしまして、この分野のことをライフワークとされているというお話もありました。それから、日々、子どもと接しているいろいろご苦労されているというお話もございましたので、そうしたご意見をきちんと賜って、それらを22年度からの後期計画の中に良い形で反映をしていきたいものと思っております。

この子ども未来プランについては、私どもが事務局を預かってはおりますが、子どもに直接関係しております子ども未来局や保健福祉局、あるいは教育といった局に限らず、札幌市全体として、市を挙げて、子どもを健やかに成長、発達させたいという思いで取り組んでいるところであります。皆様のなかには、住宅政策とか経済政策の必要性を強く感じておられる方もおいでのことと思います。今日は関係の部課長も出席しておりますので、随時、この後、A3版資料「子ども未来プランの進捗状況総括表」に基づきましてご説明させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○金子座長 ありがとうございました。

ただいまの局長のお話のとおりでございまして、後期行動計画をつくっていただくことと同時に、さっぽろ子ども未来プランの昨年度の実施状況についてのご報告を賜るということでございます。

それでは、議事の2番目に移りまして、さっぽろ子ども未来プランの平成19年度実施状況についてのご説明を事務局からいただきます。

よろしく願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） それでは、私の方から、さっぽろ子ども未来プランの概要につきまして、資料1、カラー版のA3の様式2枚になっておりますけれども、こちらに基づき説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。失礼いたします。

まず、総括表の様式でございますけれども、見やすさ、連続性を考慮しまして、これまでのものを踏襲してございます。

この計画ですけれども、資料1、1枚目の左上の部分になりますけれども、このプランの目指すべき方向性として、基本理念、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」と定めてございます。

また、その下の欄ですけれども、プランの策定や個別事業を実施するに当たっての基本的な視点としまして、一つ目として子どもの視点、二つ目として次世代を育成する長期的な視点、三つ目として社会全体で支援する視点、この三つの視点を掲げているところでございます。

その右側に基礎的な三つのデータを載せてございます。

一番左の表が、本市で行っております市民意識調査の設問の中の数値ですけれども、子どもを生み育てやすい環境にあると思う人と聞いた問いに対しまして、「思う」「まあそ

う思う」を合わせて平成19年度は41.0%、18年度の43.3%と比較しまして2.3%も減となっております。

その右側の表は、合計特殊出生率の推移です。全国的に見まして長期低下傾向が続いておりましたが、ここ最近ではほぼ横ばいの状況が続いております。平成19年の全国の合計特殊出生率は、前年より0.02上がり1.34となり、北海道も前年より0.01上がり1.19となっております。札幌市を見ますと、数字では前年より0.01下がっておりますけれども、小数点第3位を見ますと、18年で1.025、19年で1.024と、ほぼ同じ数字となっております。

その右側は、札幌市の出生数の推移の表になってございます。長期的に減少傾向にありまして、平成19年は1万4,498人、ピーク時であります昭和49年と比べますと40.8%の減となっております。

本計画の基本理念の実現に向けましては、五つの基本目標を掲げてございます。

基本目標1としまして、健やかに生み育てる環境づくり、基本目標2としまして、子育て家庭を支援する仕組みづくり、次のページになりますけれども、基本目標3としまして、豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり、基本目標4としまして、次代を担う心身ともにたくましい人づくり、目標の5としまして、子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり、以上の五つの基本目標を掲げてございます。

それぞれの基本目標の下に基本施策別に具体的な事業がありますが、このプランには本日配付しております資料2、ちょっと分厚い資料になりますけれども、ここに216の個別事業を載せてございます。この総括表には、この事業の中から基本施策別の代表的な事業、あるいは平成19年度に事業の内容が拡充されたものを中心に載せてございます。

以上、総括表の大枠につきまして説明をさせていただきましたが、続きまして、それぞれ担当の部長から所管する施策の概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず最初に、子ども育成部長、お願いいたします。

○事務局（高屋敷子ども育成部長） 子ども未来局子ども育成部長の高屋敷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ですが、着席をしましてお話をさせていただきます。

私からは、子ども育成部におけます次世代育成支援の取組のうち、主な事業、あるいは課題につきまして2点ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

1点目でございますが、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりについてでございます。

急速な少子化が進みまして、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化しております中で、地域、企業、あるいは関係団体の方々などが社会のさまざまな分野の構成員が協力し合っ

て子どもの健やかな成長を……。

○高荷委員 済みません、資料はどれを見てお聞きしたらいいのですか。

○事務局（高屋敷子ども育成部長） 私の方は、特別、資料は用意してございません。

今、お手元にごございます資料1の中にそれぞれ事業が盛り込まれておりまして、それはまたご説明いたしますが、まとめたものはございません。申しわけございません。

いわゆる社会全体で協力し合って子どもの健やかな成長を支えていくような仕組みづくりを進めていきたいと私どもは考えているわけでございます。

その基盤となります考え方でございますけれども、これは基本目標2の右の方に青い点線で囲んだ部分がございます。これは、20年度の個別事業に関する特記事項でございますけれども、この基本目標2の上から四つ目に青い四角で2-3、ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業というものがございます。

この事業についてでございますけれども、この仕組みづくりの基盤となります考え方は、仕事と生活の調和の実現、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進することにあると考えてございます。札幌市では、この出産や子育てなど個人のライフステージに合わせた働き方ができますように、このワーク・ライフ・バランスに配慮いたします職場環境づくりに取り組んでおります企業を応援していく札幌市独自の認証制度を本年7月から開始したところでございます。この制度の中では、企業に対します助成制度、あるいはアドバイザーの派遣などによりまして、企業が子育て支援していく取組を具体的に支援してまいります。今後、多くの企業に認証をいただけますように積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、すべての子どもたちが安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所づくりを進めるために、札幌市放課後子どもプランを本年8月に策定いたしました。これは、ただいま説明しましたワーク・ライフ・バランスの事業の青い点線の囲みのすぐ下でございますが、黒丸2-4の事業でございます。

私どもは、このプランに基づきまして、今後、地域や学校と連携をしながら、子どもが地域で健やかに育つための居場所づくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

なお、このプランの内容につきましては、後ほど担当の課長の方からご説明をさせていただきますと思います。

次に、2点目でございますが、A3の用紙の2枚目の基本目標3-1に掲げてございませす子どもの権利を尊重する社会風土の醸成の事業でございます。つまり、子どもの権利を保障するための取組についてでございます。

ことしの第3回定例市議会におきまして、子どもの最善の利益を実現するための権利条例が成立いたしました。条例では、子どもにとって大切な権利、それから、その保障を進めるための仕組みを定めておりまして、今後、この条例に基づきまして子どもの権利侵害から迅速で適切な救済を図る機関を設置するなど、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

札幌市といたしましては、あらゆる場面で子どもの最善の利益が考慮され、子どもの権利の保障が推進されますように、条例の広報、普及に努めますとともに、推進計画を策定

しまして、子どもの視点に立った子どもに優しいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、条例の概要につきましても、この後、議事のその他におきまして担当の課長からご説明を申し上げたいと思います。

子ども育成部関係は以上でございます。

○事務局（新津子ども企画課長） 子育て支援部、お願いします。

○事務局（堂前子育て支援部長） 子育て支援部長の堂前でございます。

座って説明させていただきます。

子育て支援部におけます主な事業は、配付いたしております資料で申し上げますと、資料1の基本目標2にかかわる部分でございます。

大きく二つについて説明させていただきたいと思います。

1点目は、保育所にかかわる待機児童解消の施策に関することでございます。

この資料でいいますと、4番目の多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実にかかわる部分でございます。

近年は、女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強く見られます。子どもの出生数が減少する一方で、保育所への入所希望は増加傾向にあります。これらに対応すべく保育所の整備計画を前倒しいたしまして、順次、定員増の整備を行ってきておりますが、その需要増に追いつかない状況でございます。

具体的に待機児童数を申し上げますと、昨年4月1日時点の待機児童数は212人と一昨年に比べまして107人減少してはおりますが、本年4月1日時点では271人と59人の増加に転じてございます。最近の10月1日現在では570人の待機児童数となっております。今後も、さらに保育需要が増加することが予想されますことから、安心して就労できる子育てしやすい環境の整備が一層求められているところでありますので、後期プランの策定に当たりましては、需要の動向を慎重に見きわめながら保育所の整備を中心とした施策の展開が必要かと考えております。

それから、大きな2点目としましては、目標2の1番目にかかわる部分でございますが、多様化する保育需要への対応など子育て支援にかかわる部分でございます。

札幌市が進めております子育て支援施策につきましては、保育サービスの充実を図るとともに、すべての子育て家庭を対象に幅広く取り組んでいく必要があると考えております。

したがって、地域、区、全市の3層構造による支援の展開を図ることとして、さっぽろ子ども未来プランにおいてその方針を定め、多様な保育需要への対応ということで、特別保育事業、地域子育て支援事業を展開しているところでございます。

まず、特別保育事業であります。延長保育につきましては、実施箇所数が既に190園でございます。保育所のうち8割を超えております。また、一時保育については、施設の保

有スペースの制約もあり、既設の保育所ではなかなか増えない状況ではございますが、既設とともに新設の保育所においても実施箇所数の拡大に努めているところでございます。

また、休日保育につきましては、昨年度までは西区保育・子育て支援センター1カ所のみで実施しておりましたが、今年度は新たに豊平区保育・子育て支援センターにおいても実施しているところでございます。

次に、地域子育て支援事業であります。地域の親子が自由に交流し情報交換ができる場として、地域主体の子育てサロンの拡充や支援を行うとともに、外出することが困難で育児不安を抱える家庭に対しまして、保育士がその自宅に伺い相談に応じる出前子育て相談事業を実施し、地域で子育てを支えていく環境づくりを進めております。

また、現在、9割を超える小学校区に子育てサロンの設置が進んでおりますことから、今後は、利用者のニーズを把握しながら、企業や団体と連携した事業など多様な支援策を検討する必要があるものと考えているところでございます。

ここで、子育て支援にかかわる国の動向について若干触れさせていただきます。

子育て家庭を取り巻く環境も変わってきておりまして、それに伴い子育て中の保護者ニーズもさらに多様化し、変化していくものと考えております。現在、保育制度に関しましては、政府において、地方分権改革推進委員会、それから規制改革会議などにおきまして、質の確保と量の拡大を図る効率的な事業運営、それから多様化する利用者ニーズにこたえるサービスの提供などの視点から、直接契約方式や直接補助方式の導入、入所要件や最低基準の見直しなどについての議論がなされております。社会保障審議会少子化対策特別部会においては、保育制度のあり方について、利用者と施設、保育所ですが、直接契約を結ぶいわゆる直接契約方式の導入など、新たな保育制度に関する報告書を年内に取りまとめることを目指しているということでございます。

また、12月3日に交付されました児童福祉法等の一部を改正する法律におきましては、その改正趣旨には、児童福祉法の関係では子育て支援事業等を法律上位置づけることによりまして、質の確保された事業の普及促進を図る、また、困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化を図るということでございます。22年度からのさっぽろ子ども未来プラン後期計画の策定に当たりましては、前期計画の検証と新たに行いますニーズ調査の結果とあわせまして、これらの国の検討状況、議論の状況、それから制度改正の動向等もあわせて注視していく必要があると考えているところでございます。

子育て支援部関係は以上でございます。

○事務局（新津子ども企画課長） 雇用推進部、お願いいたします。

○事務局（種村雇用推進部長） 雇用推進部の種村でございます。

座って説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

資料の関係でございますけれども、雇用推進部の関係は資料1の基本目標2のところでございます。子育て家庭を支援する仕組みづくりのところの3、家庭生活と職業生活の充実というところに関連するものでございますが、資料2の方で申し上げますと、16ペー

ジから18ページのところに記載をさせていただいております。雇用推進部事業ということで書かせていただいておりますので、それぞれ個別の事業説明ということではなくて、全体を通してご説明させていただきたいと思っております。

まず、雇用推進部の実施事業についてでございますが、大きく3点からなっております。

1点目は、国が実施する働きたい人に対する職業のあっせん紹介というものでございます。具体的には、いわゆるハローワークと共同で設置いたしました札幌市の就業サポートセンターを中心とした職業あっせん紹介事業というものでございます。

2点目は、仕事をしたい、あるいは働きたいという求職者が自ら仕事を起こしたい、いわゆる起業などを対象とした起業アシスト、また求職者に対する就職に際して求められる知識、経験などを養う機会をつくる、または就職後における早期の退職を未然に防止するという観点に立ち、起業、人材の育成、さらには就職の支援をする事業でございます。

3点目は、現在、非常に増加をしておりますが、仕事をする、あるいは続けるにあたって、メンタルを中心とした相談機能の設置ということでございます。

女性の社会進出、さらには就業人口が増大をしているという中で、さきに発表された平成19年度の就業行動基本調査の中でも、この5年間、平成15年と平成19年の比較でございますけれども、女性の占める割合は42%となっております。そんな中で、特にいわゆるパート、アルバイトの方はここ5年間で約6.7%増えています。また、契約社員は27.6%、さらにはいろいろ問題になってございますけれども、派遣に至っては約93%増えているというふうに、極めて高く、女性の就労者の増加、そして果たしている役割も極めて高いと我々は考えてございます。

今回の事業については、これらの視点に立って、一つ目は、子育て中、あるいは終了後を見据えた自ら仕事をやりたい、いわゆる起業したい、あるいは働きたい、それから働く女性に視点を置いた再就職の支援ということで、講座等を中心に支援事業をやっていくということが1点目です。

二つ目は、これは間接的ではございますけれども、若年者に対する仕事の体験、これは資料2の17ページのところに若年層の就業体験支援事業と書いてございますが、仕事の体験を含めた就労支援の事業というものでございます。

三つ目は、仕事をする、あるいは続けるに当たって、先ほど申し上げましたようなメンタルの対策事業ということで、これら事業を実施するとともに、あわせて雇用に伴うトラブルの未然防止という観点に立って、私どもで労働相談道しるべという冊子も出してございますけれども、それ以外に各種の啓発リーフレット、パンフなどを作成して周知啓発を図っていきたいと考えてございます。

全体の雇用情勢は極めて厳しいものがございます。札幌市内においても、男性、女性を問わず、就職探しが非常に厳しい状況になってございます。求人・求職の目安でございます有効求人倍率がございまして、札幌圏の10月は0.4です。全国は0.79で

ございますから、半分という非常に厳しい状況になっております。ただ、国の方は、雇用面に着目して、今、いろいろな対策を表明しておりますし、その中で女性、あるいは若者に対する施策も多く組み込まれていると我々も現在聞いてございます。したがって、今後ともその動向に注目いたしますし、情報の収集も進めてまいりたいと思っております。

さらには、その中で本市の独自事業と併せて実施可能な事業について、これは国、ハローワークとの連携事業になりますけれども、取り組んでいきたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、雇用推進部関係の事業についての概略の説明でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（笠嶋住宅課長） 住宅課長の笠嶋でございます。

座って説明させていただきます。

私からは、資料1の基本目標2、水色枠の2-2、特定優良賃貸住宅を活用した子育て支援事業につきまして説明させていただきます。

初めに、特定優良賃貸住宅制度の概要と、この住宅を活用した子育て支援事業に取り組んだ背景につきましてご説明させていただきます。

特定優良賃貸住宅は、中堅所得者層のための良質な世帯向け規模の賃貸住宅供給を目的とし、札幌市では、平成5年度から供給を開始いたしまして、現在、市内に864戸の住宅を供給しています。この制度は、収入が一定基準の範囲の市民に対しまして、札幌市と国が家賃の一部を一定期間補助することで、入居者の家賃負担を軽減するものでございます。本来の家賃から補助額を引いた入居者負担額、家賃ですが、それを毎年3.5%ずつ引き上げまして、13年間程度で本来の家賃に達するという仕組みの制度でございます。

札幌市がこの特定優良賃貸住宅を活用した子育て支援事業に取り組んでいる背景としては、一つには、資料1にもございますように、札幌市の合計特殊出生率が2005年に1を下回るなど全国の中でも急速に少子化が進んできている状況にあることです。二つ目としては、平成15年の住宅土地統計調査では、札幌市の住宅戸数の総数は、空き家を除いておりますけれども、約74万4,000戸が存在しております。そのうち民間賃貸住宅が約4割の30万6,000戸であり、市民の住生活において重要な位置を占めているところでございます。しかし、残念ながら、民間賃貸住宅の住宅規模は50平方メートル未満の住宅が約7割を超えておりまして、中堅所得者層の子育て世帯向けの低額で優良な賃貸住宅が不足している状況でございます。

三つ目の項目としては、特定優良賃貸住宅は平成5年にスタートしてございますけれども、制度創設時の社会経済情勢の変化から、家賃が毎年上昇することが入居者の負担となり、現在、空き家が増加している状況でございます。こういったことから、この優良住宅のストックの有効活用を図るといった三つの大きな背景がございました。

続きまして、具体的な支援事業の内容について説明させていただきます。

支援事業の対象者は、中学校卒業前の子どもさんがいらっしゃる世帯が対象となります。

支援の内容は二つありまして、1点目が入居収入基準を緩和して子育て世帯が入居しやすくしております。2点目としましては、家賃の減額補助を拡大し、毎年3.5%ずつ上昇する家賃を子どもが中学校を卒業するまで据え置く家賃の減額補助をするものでございます。

札幌市の新まちづくり計画では、当支援事業につきまして、平成20年度で30戸、21年度で40戸、22年度で40戸を入居の目標戸数としております。今年の2月から当事業をスタートしておりますが、9月末現在で58戸に子育て世帯が入居している状況となっております。札幌市としましても、今後も当支援事業の充実を初め、安心して子育てができる住宅の供給に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○事務局（館石保健所長） 保健福祉局保健所の館石と申します。

私からは、お手元のA3判の資料1の1枚目、基本目標1、健やかに生み育てる環境づくりの部分についてご説明を申し上げます。

座って説明させていただきます。

まず、この基本目標1-1といたしまして、安全な妊娠・出産への支援という項目がございます。

上の項目ですと、平成19年10月から妊婦一般健康診査の公費負担を1回から5回に拡充というふうに記載してございますが、従来、この妊婦一般健診、妊婦健診とよく言われますけれども、妊娠早期から出産を迎えるまでの間に14回程度の健診回数が望ましいとされてございます。札幌市では公費負担1回というふうにしてまいりましたけれども、ここにありますように、平成19年から公費負担の数を5回に拡充して現在に至っているところでございます。これについては、さらに妊婦健診への支援を拡充するという観点で、今、国の方でいろいろ議論されているというふうに聞いておりまして、できれば公費負担の回数を全国どこでも14回程度まで増やすことができないだろうかということで検討されていると聞いておりますので、国の方の検討状況が明らかになり次第、札幌市でも速やかにそれを受けた体制づくりに着手したいと考えているところでございます。

次に、二つ目としまして、特定不妊治療の助成とございます。これは、顕微授精とか体外受精を必要とされる方々の高額な治療費について助成する事業でございます。

この事業につきましては、右側の方に17年から実績が書いてありますけれども、平成17年にスタートいたしました。当初は、10万円を限度に通算2年までという形でこの事業をスタートしましたけれども、18年、19年とより利用しやすい形に拡充を図ってまいりました。18年11月には、通算年数を2年から5年に延長いたしました。また、19年4月からは、ご夫婦の所得制限、従来はご夫婦合わせて650万円までという制限をつけておりましたけれども、それを730万円までというふうに緩和いたしました。また同時に、1回10万円2回までというふうに限度額についても拡充を図って現在に至っているところでございます。この17、18、19年の実績のところをご覧いただきたい

のですが、年々、利用実績が伸びている状況でございます。

続きまして、基本目標1-2になります。育児不安の軽減と虐待発生予防への支援ということでございます。

従来、札幌市では第1子が生まれたときに、訪問指導員というのですが、保健師や助産師の免許を持っている専門職が各お宅に訪問して、お母様からのご相談等に応じたり、あるいは、お子さんの発育状況をチェックしてまいっております。従来は、第1子ということで、2子目以降は積極的には対応してこなかったのですが、これも拡充いたしまして、現在は生後4か月までの全出生児を対象に拡充しているところでございます。これも実績が示されてございますけれども、平成19年の実績で93.9%とあります。これは、19年から拡充してまいりまして、第1子目の実績で数字を表しておりますが、全戸訪問の実施率といたしましては、拡充前の18年に63.5%であった実施率が19年には85.8%に伸びております。できるだけ100%に近づけることを目標に、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

それから次に、3番目にまいりまして、子どもと母親への健康支援とあります。

各区保健センターにおいて乳幼児健康診査の実施とございますが、乳幼児健診につきましては、まず生後4か月の段階で4か月児健診、10か月児の段階での健診、さらには1歳6か月児健診、3歳児健診というふうに四つの段階での健診を実施しております。右側の欄にございますように、受診率については比較的高い値を保ってきておりますが、1歳6か月児と3歳児につきましては、4か月児に比べると受診率が若干低目で推移してきておりました。平成18年に、全市統一した形で未受診者対策を導入いたしまして、できるだけ受けないで推移していた方にぜひ受けていただくように取組を強化した結果、18年度以降については1歳6か月児、3歳児健診ともに受診率が増加しております。

また同時に、心理の専門技術者の配置を2名と手厚くいたしまして、発達障がいの早期発見にも努めてきているところでございます。これについても、一定の成果が認められている状況でございます。

引き続き、健やかに生み育てる環境づくりの充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○事務局（柴田児童相談所担当部長） 児童相談所担当部長の柴田でございます。

座ってご説明をさせていただきます。

私からは、児童虐待防止関連の施策につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料を用意してございませぬけれども、年々増加を続けております児童虐待の現状についてでございます。昨年度、児童相談所の方で把握いたしました児童虐待件数は478件に上っておりまして、前年度の1.5倍に相当する数となっております。著しい増加を見ているところでございます。また、虐待の通告があった件数は457件となってお

りまして、虐待件数、それから通告件数いずれも過去最多を記録したところでございます。依然として深刻な状況が続いておりまして、児童虐待防止対策の一層の強化が求められているところでございます。

資料2の64ページの一番下でございますが、夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務委託でございます。

虐待通告があった場合につきましては、児童相談所で子どもの安全確保を第一にいたしまして、48時間以内に職員などが目視で、目で見て子どもの安全を確認することによりしております。今年度からは市内2カ所の児童家庭支援センターに虐待通告に対応した初期調査を委託いたしまして、夜間・休日におきましても48時間以内に子どもの安全を確保する体制を強化したところでございます。

続きまして、資料1に戻っていただきまして、2枚目でございます。

基本目標3、豊かな子ども時代を過ごすための社会づくりの2の子どもを見守る地域との連携ということでございます。

虐待の早期発見、早期対応を図るためには、地域の方々との連携が必要になりますので、日ごろ、子どもと接する機会の多い地域の民生児童委員の皆さん方、主任児童委員の方々、青少年育成委員の方々を初めといたしまして、児童会館、あるいは保育所の職員の方々を対象に児童虐待予防地域協力員として養成を行いまして、情報の提供、あるいは早期発見にご協力をいただいているところでございます。19年度までの実績としましては、延べ7,300人以上の方々にご協力をお願いしているところでございます。

さらに、その横になりますが、青い点で囲った四角の2番目、札幌市子どもを守るネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会でございますけれども、児童虐待の防止につきましては、学校や警察、あるいは医療機関など幅広い関係機関と連携・協力して対応することが必要になってまいります。今年の3月に34の機関・団体の参加をいただきまして、児童福祉法に基づきます要保護児童対策地域協議会を新たに発足させていただいております。このことによりまして、関係機関相互の虐待情報の共有化、あるいは個別事案の検討につきまして連携をして検討していくことが行われるようになっております。

今後は、区に置かれております児童虐待予防防止ネットワーク会議と再編をいたしまして、地域協議会の一元化を図り、関係機関との連携をより強固にしてまいりたいと考えております。

それから、資料はございませんけれども、市民の皆さんへの普及啓発につきましては、11月が児童虐待予防の推進月間となっておりますので、昨年度より虐待予防のシンボルでございますオレンジリボンキャンペーンを展開しております。街頭での啓発活動、あるいはフォーラムなどを開催いたしまして、広く市民の方に児童虐待防止への理解と協力を求めさせていただいているところでございます。

今後の取組でございますけれども、国では児童虐待の増加などを背景といたしまして、社会的擁護体制の拡充を図ることによりまして、札幌市としましては、児童虐待防止

対策の充実強化に加えまして、虐待を受けた児童に対して家庭的な環境のもとでのケアを充実させる観点から、定員6人程度の小規模の児童養護施設の整備、あるいは里親制度のより一層の活用、また24時間体制で相談援助を行います児童家庭支援センターの増設などを推進してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○事務局（内藤総務部長） 教育委員会総務部長の内藤でございます。よろしくお願ひします。

教育委員会関連の施策についてご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

言うまでもないことでございますけれども、情報化の進展、価値観の多様化、少子高齢化など教育を取り巻く環境はますます厳しく変化をしている状況です。とりわけ、学校教育におきましては、安心・安全対策、いじめや不登校への対応、また子どもたちが「自ら学び、自ら考える力」をつけるということが重要となってきております。

このような中で、まず4-5との関係でございますけれども、総務部では、児童生徒が学習する場であるとともに、1日の大半を過ごす生活の場でもある学校の環境を改善充実するために、施設の新增改築や大規模改造等を計画的に進める学校施設整備事業、あるいは少子化が進み児童生徒が減少していく中で良好な教育環境を確保するため、市内小・中学校の学校規模の適正化の検討を具体的に進めていくための基本となる計画を策定する学校適正配置計画策定事業を行っております。

また、学校教育部におきましては、主として2-2の関係になりますけれども、意欲・能力がありながら経済的に修学困難な生徒学生に対する奨学金支給事業や、私立幼稚園に通園している園児の世帯に対して所得に応じた一部助成補助を行っている私学助成事業、また、小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う就学援助事業などを通して経済的側面から子育て、家庭にかかわる支援を行っております。

また、4-5にかかわってきますけれども、知的障がいなどの特別な教育的支援を必要とする子どもたちのための特別支援学級の整備推進事業や、知的障がいのある生徒の受け入れ人数の拡大を図るため、校舎の増改築を行う豊明高等養護学校整備事業などを通して、障がいのある児童生徒及び保護者に対する適切な教育的支援を進めているところでございます。

続きまして、市立の全小中学校及び高等学校にスクールカウンセラーを配置しまして、不登校などの問題を抱える児童生徒や緊急的な支援が必要な児童生徒の心のケアや学校への支援を行うスクールカウンセラー活用事業を始め、中学校及び高等学校を中心に外国語指導助手を配置し、異文化理解の促進と積極的なコミュニケーション力の育成を目指す国際理解協力推進事業などの推進に通じて、幼稚園から小・中・高までそれぞれの発達段階に応じた子どもたち一人一人の豊かな人間性をはぐくむ教育環境の提供に努めているとこ

ろでございます。

また、生涯学習部では、主として4－1にかかわってまいりますけれども、市内の小・中学生を対象として夏休みや冬休み期間中に林間学校やアタックキャンプなど野外体験事業を実施しております。林間学校やアタックキャンプなどの野外体験事業は、自然との触れ合いの中で心身の健全な育成を図り、グループワークを通して人間関係を構築する体験的な学習機会の一つとして、学校・学年・性別の違う子どもたちが集団活動を通して社会性を養うことなど、たくましく「生きる力」をはぐくむことをねらいとしております。

このほか、厚別区にあります青少年科学館では、平成17年にリニューアルオープンしたプラネタリウムを始め、熱や力、電気や光などの分野につつまして、青少年が楽しみながら科学に触れることができる様々な展示物を設置しているほか、学校が夏休みと冬休みの期間に行う特別企画展や親子で参加できる科学教室などの各種事業を行っております。ことし4月には、力学系展示物の更新を行い、10月には開館以来の観覧者数が延べ1,000万人に到達し、科学館において記念セレモニーを行ったところでございます。

教育委員会としましては、学校教育、社会教育及び家庭教育の関連を図った総合的な教育行政の展開と、学校、家庭及び地域それぞれの教育機能の一層の発揮や一体的な取り組みを今後も進めてまいりたいと考えております。

雑駁でございますが、以上でございます。

○事務局（新津子ども企画課長） プランの実施状況については以上でございます。

○金子座長 どうもありがとうございました。

たくさんのお話について単時間でお話をいただきましたので、あるいは、不十分とお感じになったところがあるかもしれませんが、資料1の右上に、前期プランでつくったときのデータから20年度までのデータを掲示してございます。最初は、個別事業が200ということで、目標設定事業、何年度に何をどのくらいに増やすというのが118でございましたが、徐々に事業が増えたのと同時に目標設定の事業も増えまして、少しでこぼこはあるのですが、基本的には増える傾向が続いております。

細かい内容につつましては、お手元の資料2に、この流れの中での5年間の動向をまとめてありますので、ぜひ委員の皆様方は特にご関心をお持ちのところを中心にご覧になっていただきたいと思います。

何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

どうぞお願いします。

○高荷委員 今、ご熱心に詳細にご説明いただいたのですがけれども、どうも年をとったせいか話があちこちに飛んでいるように思えて、さっぱり理解できないままに終わってしまったことが多いのです。それで、せっかくそこまでご説明いただけるのであれば、各部課それぞれがこの基本方針にのっとり何をやっているのか、そして、どういう現状にあって、どういう問題が起きているのか、それを簡単にまとめたものを準備していただければ、もっとわかりやすく、また今後の方向性もそういう中で具体的に我々が勉強させて

いただいたり、知恵を出していったりということができるとはなからうかと思うわけです。

とにかく、基本目標 1、2、3、4、5 とありますが、お聞きしている範囲内においては、基本目標 5 のところは何の説明もなかったのではないかと。1、2 のところはいろいろな部・課がふくそうしてご説明に入っていますね。そういったところも整理する必要があると思います。いずれにしても、現状はどうなっているのか、問題点は何なのか、その辺のところを簡潔に次回までにまとめておいていただければと思います。

○金子座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○事務局（八反田子ども未来局長） 確かに賜りました。

○高荷委員 よろしくお願ひします。

○金子座長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

では、山田委員からお願いします。

○山田委員 最初に、八反田局長から、当初策定した未来プランと現在の状況とではいろいろな状況が変わってきていて、見直しをしていかなければいけない部分が出てきているというお話を伺ったと思うのですが、どのような点が変わってきていて、どのように見直しが必要になってきたと考えていらっしゃるのかを教えてくださいたいと思います。

○高荷委員 私の意見も、今ご質問があったところとオーバーラップしている部分があるわけです。それをまとめていただきたいということになるわけですね。

○事務局（八反田子ども未来局長） 高荷委員からお話をいただきました各部が今抱えている課題、現状については、次回に向けて各部署で受けとめ、整理させていただきたいと思っております。

それから、山田委員からご質問がありました点につきましては、平成 15 年に当初の法律ができたときは、子育て子育てを支援する法律という受けとめが主ではなかったかなと思っております。そういうことと言えば、保育需要にこたえる施策とか、保育を必要としないまでも子育て家庭がいろいろな悩みを抱えながらいるということに対する支援であるとか、就学後の学童保育の問題とか、そうしたことが主であったように思っております。

また一方で学校教育の問題なども、当時から重要な課題としての認識はあったと思いますが、どちらかという、子ども未来局の所管している事業を中心にとらえられていた向きがあったと思います。しかしながら、それから 5 年が経過し、子育て、子育てというのは、子どもとその家族といえますか、保護者、周辺の方々だけの問題では決してないということを、多くの方々にご理解をいただける状況になってきたと思います。当初は 200 であった個別事業が、先ほどの住宅政策などが補強されていることのご説明がありましたけれども、経済とか、住宅環境の問題、心の支えの問題、医療面での整備と言ったように、非常に幅広くとらえられてきているということが今日の状況ではないだろうかと思ひます。

とりわけ、この秋からの100年に一度と言われるような経済状況の中で、女性の就労ということも重要な役割を果たすような背景の中で、それをどうサポートしていくのかということは、これから後期に向けては必要な視点になるかと思えます。

また、一人一人の子どもの育ちということを考えてときに、子どもの数が大変少なくなってきてございますので、子どもと子どもとの関係といいますか、人間関係の形成について非常に難しさも出てきています。あるいは、磯野委員から先ほど自己紹介のときにお話をいただきましたように、インターネットや、携帯電話など、そうした情報化社会の中に今日の子どものあるということを考えてときに、どういう形で子どもの育ちを支えていったらいいのだろうということを、後期プラン策定に向けては意識しながら進めていくこと、事務局としてはそういう視点が必要だという思いでおります。

○金子座長 ありがとうございます。

それでは、森本委員、お願いします。

○森本委員 2点、教えていただきたいのですが、札幌市の子ども未来プランの基本的な考え方、方向性というのは大変立派なものであると考えております。資料1のプラン自体を読ませていただきますと、基本的な考え方は大変立派で優れていると思うのですが、これだけ合計特殊出生率が低いと、全国的にもワースト幾つというところに入ってきている状況で、少子化の進行状況というのは本当に厳しいというふうにとめていっているところです。

そこで、二つお聞きしたいことがあります。

一つは、子育てに対する男性のかかわり方についてですが、これは、親として積極的にかかわる、それから社会全体で支援するという部分が示されているのですが、個別の企業を拝見いたしますと、女性に対する両立支援は大変手厚いと思うのですが、母親、あるいは子どもをこれから持とうという仕事を持っている女性は、全国的には第1子出産前に働くのをやめてしまいます。これは、子どもを産んだ後の問題として、環境だけではなくて、精神的な負担も強いということがありますので、パパになる方に対する考え方はどういうふうに政策として取り組んでいらしたのかなというところをお聞きしたいと思えます。

もう一つ、札幌市さんの場合は高齢化も大変進行しているとお聞きいたしますが、高齢者の活用という点です。特に札幌市の場合には所帯もどんどん少なくなってきているという部分もありますので、子育てに関する知識とか経験を次の世代、若い人たちにどのようにお伝えをしていくかということも、恐らく考えていらっしゃると思うのですが、これらの資料からはちょっとわからなかったもので、教えていただきたいと思えます。

以上の2点です。

○金子座長 これについていかがですか。

○事務局（八反田子ども未来局長） 1点目の男性のかかわりの点については、当初のとらえとしては弱かった点だと思っています。

先ほど、ワーク・ライフ・バランスの説明をさせていただきましたが、ワーク・ライフ・バランス取組企業ということで制度的にスタートいたしました。この中に男性の育児休暇の取得を盛り込ませていただきましたが、私ども札幌市としては充実した内容を盛り込ませていただいたと思っております。

というのは、男性が育児のために7日間の連続の休暇を取得される企業に対する助成金を用意いたしました。これは、10万円ということで、今まではなかなか手薄だったところに一つの大きなきっかけになるのではないかという思いでおります。

あと、保健センターなどでの父親になるための教室というのも、具体的には長く地道にやってきているところがございますので、さらに細かなこととなれば館石保健所長にお願いしたいと思っております。

それから、一方の高齢者といえますか、年配の方々の子育てのノウハウがいろいろな形で生かされていないのではないかというご意見かと思っております。

私どもは、子育てサロンを全市展開しております、その数をこちらの方にも記させていただいているかと思っております。基本目標2-1のところでございます。これは、地域で既に子どもを育てた方々にサロンの担い手となっていただいております、就労していない女性の方で、子どもと母親との時間をどうしたらいいかなという悩みを抱えておられる方が数多くおられますので、そうした方々をサロンという場にご案内して、同じ世代の方々の関係もできますし、子育てを終えた方々、あるいは子どもを育てなくてもいろいろな形で子どもとかかわっている方々のお知恵や力を借りて子育てをしていただいているという状況です。

○高荷委員 子育てサロンは1カ所で年に何回開いていますか。

○事務局（八反田子ども未来局長） 現在、子育てサロンは総計270ございますが、これは自主的な運営をいただいているものでありますので、月に1回のところもございまして、週2回開催をいただいているところもございます。それから、児童会館の方は、週に1回、定期的に開催しています。

私どもとしては、毎日そういう場所があり、市民の方々が行きたいときにいつでも行けるというのが理想だと思っております。

そこで、昨年、全市の子育てサロンカレンダーというものをつくりまして、これはインターネットでご覧いただくような仕組みになっているのですが、今日行きたいという需要にこたえる情報をご提供させていただいております。その辺のことをもっと多くの方々に知っていただくような努力をしていきたいと思っております。

○高荷委員 年に1回とか2回というところもあるようですね。

○事務局（八反田子ども未来局長） 中にはそういったところもあるかと思いますが、月に1回とか、週1回とか、少しずつ皆様にご努力をいただいて、地域の力にご尽力をお願いしているところがございまして、今年度の予算からですが、1年間に15回以上開催をいただいた50カ所のサロンに、ほんのわずかですけれども、応援をさせていただくと

いう制度を設けてございます。こうしたものがさらに手厚くなれば、皆様の熱意に少しでもこたえることができるようになるのではと思っています。

○高荷委員 ありがとうございます。

○金子座長 ありがとうございます。

先ほどの森本委員のご質問の中で、札幌は高齢化率が高いというお話だったのですが、高齢化率はまだ低いのです。道よりも低いです。日本全国よりもまだ低いです。ただ、3世代同居率が非常に低いということで、そちらの方がむしろ大きな問題で、子育てにかかわる知恵の伝達、伝承は非常に難しいという構造だろうと思います。

○事務局（館石保健所長） ただいま八反田局長からご説明を申し上げた中に教室活用のご紹介があったかと思しますので、数字をご紹介申し上げておきたいのですが、現在、10区の保健センターでは、資料2の一番最初のページにございますけれども、その真ん中に母親・両親教育・ワーキング・マタニティ・スクールという項目がございますが、この中でお父様になる方を対象にしたプログラムも取り入れて実施しております。

例えば、母親教室として実施している中にもお父さんの参加もございまして、その中で沐浴の仕方とか妊婦さんの疑似体験をしていただくという出産に向けた準備のプログラムなども取り入れておりまして、平成19年度には660名の父親のご参加がございました。

それから、両親教育は、40回実施しておりまして、2,700名弱の参加がございましたけれども、基本的にはその半分が父親の参加ということで、出産に向けた父親の心構えについても教室活動の中で支援しているところでございます。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 質問ですが、資料1のこの一番上の左から2番目の枠の中にあります札幌市は子どもを生み育てやすい環境にあると思う人の割合という資料に関しまして、全体の資料の母体数が何人であるのかということを知りたいです。それから、この18年と19年の割合でいきますと、水色の「あまりそうは思わない」あるいは「思わない」という層が前年比で増えておりますけれども、この部分はどういう点でそうは思わないという答えがあったのか、もし、そういった資料、データがあれば幾つか例を挙げていただきたいと思っております。それに対して、育てやすい環境にあると思わないという人たちが増えたと指摘している部分に対して、このプランの中ではどういう形で盛り込まれて対策を練られているかということをお願いしたいと思います。

もう一つは、これには関連しませんけれども、基本目標1の3番目の受診率のところ、3歳児健診までは定期的にやっていると思いますが、先ほど発達障がいとの関係で心理職を含めて効果があらわれているというお話がございましたけれども、私が聞いている部分においては、発達障がいの判定をするに当たって3歳児ではまだ早過ぎてなかなかわかりにくくて、5歳児の健診が必要ではないかというニーズが高まっていると伺っているのです。

が、その点に関して札幌市としてはどういう方向性になるかを伺っておきたいと思えます。

この2点に関しましてお願いいたします。

○金子座長 それでは、お願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） まず、札幌市は、子どもを生み育てやすい環境にあると思う人の割合についてご説明させていただきたいと思えます。

まず、母体数ですけれども、札幌市全域の20歳以上の男女1万人に対してアンケートをしてございます。回答率、回収数は5,117通で、率にしますと51.2%になってございます。

そして、43.3%から41.0%に減っている、あるいは「あまりそう思わない」「思わない」という方が35.9%から41.5%に増えている理由についてどう考えるかというご質問がございました。

正直に言いますと、この数字が下がってきている真の理由はまだわかっておりません。いろいろなことを推測しているわけですけれども、事実、札幌市の事務事業については、例えば5年前、10年前に比べるといろいろな施策が拡充してございます。そういうことから言いますと、周知、広報が足りないという理由が一つなのかもしれません。あるいは、現在、子どもを取り巻く環境として、非常に凶悪事件が起きたり、虐待とかいじめが社会問題になっているという事柄に反応しまして、こういった低い数字になっているということもあるのかもしれません。

いずれにしても、この辺につきましても、さらに分析を進めるとともに、どういう対応が一番いいのかということについては検討を進めていかなければならない課題であると思っております。

○金子座長 それでは、発達障がいについてお願いします。

○事務局（館石保健所長） 先ほどのご質問ですけれども、確かに、現在の発達障がいの早期発見に向けた健診内容の見直しを行っていますが、3歳児では早いのではないかという観点からも検討いたしております。政令指定都市の中では、ご指摘のように5歳児健診という形で国の制度とは異なる形で発達障がいの早期発見の仕組みを導入しているところもあるように聞いているのですが、札幌市としては、問診表の工夫とか、健診に従事する専門職がきちんと漏れなく発達障がいの疑いのある方をスクリーニングで発見することができるような仕組みも入れております。

一応、数字で申し上げますと、相談で解決した方は、例えば3歳児健診で言えば約560名です。それから、他機関へのご紹介ということで、例えば発達相談とか医療機関あるいは児童相談所へのご紹介に結びついたケースは約600名程度把握されております。また、そのフォロー状況についても、一定の検証をした結果、完全に漏れなくかどうかというのは申し上げられないのですけれども、スクリーニングについては効果が上がっているということが確かめられているところでございます。

○金子座長 ありがとうございます。

たくさんのご意見、ご質問をちょうだいいただきました。

あと二つの議事がございますので、一応、実施状況についてはこれで終わらせていただいて、次に、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の制定についてご報告をいただきます。

○事務局（大古子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課の大古と申します。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

資料につきましては、資料3に条文を配付させていただいております。子どもの権利条例につきましては、子ども未来プランにおきましても、目標3にございます子どもの権利を尊重する社会風土の醸成というところに掲げておきまして、本格的な取り組みは平成17年9月からということで進めております。その間、条例案検討委員会などを設置しまして条例案をつくりまして、昨年2月の第1回定例市議会に提案いたしましたけれども、子どもの権利についての審議、理解がまだ十分ではないという理由などで否決という形になりました。その後、市長再選を経まして、条例の趣旨、それから目的などについて広報、普及に取り組むとともに、新たな検討会議を立ち上げまして、子どもの権利侵害からの救済という制度をその枠組みに含め、条例全体について新たな視点で検討をいただいたところでございます。

それらを踏まえまして、今年5月ですけれども、改めまして議会の方に条例案を提出いたしました。そのときは継続審議という形になりましたが、先の第3回定例市議会の11月7日本会議におきまして、名称を「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」という名称に当初案を修正しまして成立したところでございます。

お手元の資料に基づきまして、条例の概略を若干ご説明させていただきます。

この条例の目的は、1ページ目の右側の一番上の第1条のところがございますように、子どもが生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長できるよう、子どもの権利の保障をより一層推進していくことということで、そのために、2ページ左側の第3章のところに掲げておりますように、札幌の子どもにとって大切な権利ということで、元は子ども参加でこの権利をみんなで提案していただくという形をとってつくり上げたものですが、それを大きく四つに分けて定めるとともに、これらの権利保障をどのように進めていくかという大人の役割を第4章以降に定めております。

具体的には、第4章では、権利を保証するための家庭、学校、施設、地域といったそれぞれの場面における大人の役割を定め、また4ページの下の方の第5章において、権利が侵害された場合における救済の仕組みとして、子どもの権利救済委員、いわゆるオンブズマンと言われているような制度でございますけれども、そういうものを置くことを規定しております。

さらには6ページの左側になりますけれども、第6章の施策の推進、それから第7章の子どもの権利の保障の検証ということで、権利保障の仕組みを総合的に定めております。

札幌市としましては、この条例のもとで市民及び市が一体となって子どもの健やかな成長を支援する環境をつくっていききたい、そのための施策をより一層推進してまいりたいと考えているところでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、条例文の最後のページ、6ページ右側の第8章の雑則の次に附則がございますけれども、市長が別に定める日となっております。もう少し先になることになっております。その間、市民の皆様にはこの条例の理念が正しくご理解いただけますよう、引き続き、広報、普及に努め、特に学校保護者の皆さんにおきましては、教育委員会との連携のもと、混乱の生じないようにしっかり説明させていただきたいと考えております。

また、子どもの権利救済委員制度につきましても、今、開設に当たっての諸準備を行っておりますけれども、できるだけ早期に条例が施行できるよう、これらを進めてまいりたいと考えております。

簡単ですが、以上で終わります。

○金子座長 ありがとうございます。

18歳未満のすべてが対象になる子どもの権利条例でございます。

ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○高荷委員 市長が別に定める日というのは、おおよそいつごろなのでしょう。

○事務局（大古子どもの権利推進課長） 今、その辺の準備を進めているところなのですけれども、できるだけ早くということで考えております。実は、救済委員というのは議会承認事項なものですから、議会の承認をいただく手続を進めていかなければならないというところで、その議会の方で救済委員の選任のおおよそのめどがついた段階で施行日を定めていくという格好になろうと思っております。まだ議会と救済委員に関してきちんとお話できておりませんので、時期については、今のところはできるだけ早くということで考えてございます。

○高荷委員 子どもの現状を考えると、1日も早い方がいいのではないですか。

○事務局（大古子どもの権利推進課長） おっしゃるとおりでございますので、全力を尽くしたいと思います。よろしく願いいたします。

○金子座長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子座長 それでは、もう一つございます。

札幌市放課後子どもプランの推進につきましてご説明をいただきます。

○事務局（新津子ども企画課長） それでは、私の方から説明をさせていただきます。

札幌市放課後子どもプランにつきましては、本年8月に策定してございます。この放課後子どもプランの策定に当たりましては、この協議会の前期の委員の皆様には札幌市放課後子どもプラン推進委員会の委員をお願いしたところでございます。ありがとうございます。

た。

資料としまして、放課後子どもプランの冊子1冊、その中に挟めておりますのが概要版、あわせて、パブリックコメントを実施しましたけれども、その概要について載せてございます。この三つの資料でございます。

今回、策定に当たりまして、パブリックコメントを実施してございます。パブリックコメントの概要につきましては、こちらの冊子の4ページ、5ページに記載してございます。

1か月間、意見を募集しまして、236件という多くの意見をいただきました。年代別では、やはり30代、40代といった子育て世代の方々のご意見が多うございました。

意見の内訳としましては、右側にありますとおり、プラン全般に対する意見、児童会館、ミニ児童会館の児童クラブに対する意見、民間児童育成会に関する意見等が寄せられたところでございます。

意見の概要及び意見に対する札幌市の考え方につきましても、まとめ、あるいは、その以下は個々の意見に対して書かせていただきましたので、その内容につきましては後ほどご覧いただければと思っております。

続きまして、概要版をご覧いただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

本計画策定の背景でありますけれども、国では平成19年4月に放課後子どもプランを策定しまして、この中で文部科学省が行ってきましたすべての児童を対象とした放課後の居場所づくりと厚生労働省が行ってきました留守家庭の子どもを対象とした放課後の居場所づくりの二つを一体的、あるいは連携して行うこととしております。また、市町村に対しまして計画策定に努めるよう求めておりまして、札幌市では、これらの考え方を受けまして、平成22年度までを計画期間としたプランを策定したところでございます。

プランの概要についてですけれども、基本理念として、右側のページになりますが、すべての子どもたちが安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所づくりを掲げまして、例えば学校の余裕教室を利用してミニ児童会館を整備していったり、民間児童育成会の助成金を継続したり、学習支援の充実に努めるなど、プランを着実に実行すべく進めているところでございます。今後も、児童会館がない小学校区において計画的にミニ児童会館を整備するなど、ここに掲げるプランに基づきまして実行していく所存でございます。

以上、簡単ではございますが、札幌市放課後子どもプランの説明とさせていただきます。

○金子座長 ありがとうございました。

ただいまのご説明に対してご意見、ご質問はございませんでしょうか。

津元委員、お願いします。

○津元委員 この中の学習支援の充実という部分では、どのようなことをやっているのですか。

○事務局（新津子ども企画課長） これは、既に二つ実施しております。

一つは、お子さん方が児童会館などに行ったときに、例えば夏休みなどに勉強したいという方もいらっしゃるので、そういった方が学習できるような図書を各児童会館に配付し

て、自主的に学習できる環境を整えようというものです。

もう一つは、学習レシピの作成と言いまして、子どもが遊びながら学習できるようなメニューをつくらうということで、教育委員会と連携しまして、各学校の各教科の先生方に遊びを通して学習できるプログラムをつくっていただきまして、それを1冊の冊子にまとめ、児童会館の指導員の方々がそれを参考にしながら子どもたちと一緒に遊びながら学習すると。そういったレシピをつくりまして、各児童会館に配付したというものです。

この二つの事業でございます。

○金子座長 よろしいでしょうか。

○津元委員 今、すごく経済的な二極化になっていて、塾に行けている子とそうでない子の差がすごく出てきているので、こういうような取り組みをしていただけるといいのかなと思いました。

○金子座長 ありがとうございます。

磯野委員、お願いします。

○磯野委員 先ほども申し上げようと思ったのですが、18歳未満の子どもの中で、私の対象となる子どもたちは主に13歳以上18歳未満と上の方の部分になるわけです。ですから、上の方の部分を対象にした今行っている事業の実態とか、計画の中でそれらの子どもたちに対して具体的にどのようなことを考えているのかということ、できれば次回までに少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○事務局（新津子ども企画課長） わかりました。

○金子座長 それはよろしいですか。

○事務局（新津子ども企画課長） はい。

○金子座長 お願いします。

ほかにございませんでしょうか。

○高荷委員 「すべての子どもたちが」という表現になっておりますけれども、ここに出ているのは、いわゆる学童児の対策ですね。すべての子どもたちには乳幼児も入るのでしよう。

冒頭のところでちょっとご説明申し上げましたが、私は今、孫のお守りで大変なのですが、特に戦々恐々としているのは、この年末から年始にかけて、27日から来年5日まで、ずっと保育園が休みになってしまうのです。娘夫婦はサービス業なものですから、1日すら休めないのです。この間は、もろにおじいちゃん、おばあちゃんが対応しなければならないのです。山田委員も似たようなお立場なのかもしれませんが、まだ自由な時間の対応ができる要素もおありになると思うのですが、我々の場合は非常に拘束されておりますので、この辺に対する居場所づくりをどんなふうにお考えになっていらっしゃるのか、今おわかりになる部分はお聞かせいただければありがたいですし、今後についての問題であればそういう問題として提起させていただきたい。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。

いかがですか。

○事務局（八反田子ども未来局長） 高荷委員のご指摘のとおり、年末年始の保育園の体制というのは、私保連会長の野田副座長さんがおられますけれども、働いている保育士の方々のこともございまして、今のところ、お休みをいただいております。ただ、24時間働くような社会の中、年末年始も社会が動いているという情勢を考えますと、課題としては認識してございます。それらも含めて、後期計画の中にどのような形で盛り込めるかというふうに意識してございますので、また皆様にご意見をいただきたいと思っております。

○高荷委員 ぜひ、よろしく申し上げます。

○野田副座長 今の問題については、私は保育園の園長をやっているのですが、保育園も学校と比べると非常に厳しいところです。今、学校は土曜日は休みですけれども、保育園は土曜日も全く休みはございませんので、本当に日曜日と祝日だけなのです。それで、年末年始の休みだけは、保育士にとって本当の家庭サービスもできるということもあるものですから、実情はよくわかりますけれども、なかなか一遍に解決というところまではいかないだろうと思います。そういう意見があるということは、私どもも受けとめて、子ども未来局さんのご指導を仰ぎながら、少しでもそういう要望にこたえられるようにしていかなければならないと思っていますところでは。

○金子座長 ありがとうございます。

○高荷委員 それを公立の保育園がサポートするというような考え方はないのですか。無認可保育園以外はないのですか。

○野田副座長 私どもは認可の民間保育園ですけれども、一応、決まりの中で決められた休みの中でやっていますので、今の段階でそのうちの幾つかがこういった長期の休暇にもというところで、正直に言いまして、我々の中からはそこまでのサービスをしようということは残念ながら出ておりません。公立さんでやっていただければ、我々としても助かることは助かります。

○高荷委員 民間ができないことは公立でやるのが当たり前でしょう。

○金子座長 働くということについては同じですから、機械的に切るということ自体は非常に難しい面があるのではないかと思います。

時間の関係もありますので、一応、これにつきましては終わらせていただきたいのですが、一つだけ、この概要版の4のプランの推進に向けてというところですが、このプランと、我々が今後行う次世代育成のプランづくりの整合性についてお話がなかったと思いますので、ここのところだけもう一度説明をしていただけませんか。

プランの推進に向けてというところでは。

○事務局（新津子ども企画課長） 今回、この放課後子どもプランのご報告をさせていただきましたのは、冒頭に申し上げましたとおり、子どものプランの推進委員会のメンバーを兼ねていただいているということもあましてご説明をさせていただきました。

このプランの推進に当たりまして、ここの協議会の委員の皆様にご意見をいただきながら進めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○金子座長 ありがとうございます。

それでは、一応、今日予定されました議事の案件につきまして、ご説明をいただいて、ご意見をちょうだいいたしました。

7. その他

○金子座長 最後に、その他ということですが、全体につきまして何かありましたらお願いします。

○秦委員 初めて参加させていただいたので、この会の趣旨などは何もわからない中で、とりあえず、今日は勉強させていただこうと思って来ました。

いろいろ聞いていく中で、先ほどデータもありましたけれども、生み育てやすい、子育てしやすいまちかどうかというデータに関しては、2年分の傾向しかないもので、これだけで判断できませんが、とりあえず、昨年よりは今年の方が「あまりそう思わない」の数が増えています。そうすると、政策や実施状況については数字的には充実した形で伸びは見えているけれども、実際に子どもを育てている人たち、もしくは、これから産もうとする人たちが、札幌市の理念とか目標についてそれほど十分な満足を感じていないのではないかと思うので、ここはひとつ検証する必要があるだろうと感じました。

それから、この次世代育成推進協議会という協議会はどういう性格のものなのかということです。札幌市さんとともに子どもを生み育てやすいまちづくりをしていくという性格を持っているのであれば、札幌市が提案している施策に対して、実態的にそれが数字として、満足度として現れていないというときに、この委員会にもその責任は問われるものではないかと私は考えたのです。そこで、今後のことに関して言うと、ここである程度政策に対する提言をすとか、協議をすることということがあって、それが施策に反映されていく性格を持った委員会なのかどうか、それぞれが思いつくままに思いつくことを発言して、それを要望するという性格の集まりなのか、それとも、ここで一つの協議を行ったものについて札幌市に提言をして、それがある程度の形となって実行されることを期待する会なのかというあたりの性格が今日の会議だけでは見えなかったもので、その辺をちょっとご説明いただければと思います。

○事務局（八反田子ども未来局長） ただいまの協議会の性格がどのようなものなのかというご質問ですが、これは次世代育成支援対策推進法第21条に基づく協議会でございます。札幌市の22年度からの行動計画であります子ども未来プラン後期計画策定に当たっての協議をいただきたいということでありまして、後段でおっしゃっていただきましたように、皆様でご協議をいただき、政策提案といいますか、一つの報告としてまとめていただき、それを札幌市としては受けとめて、次の政策にどう生かしていくかということの参考とさせていただくといいますか、役立てさせていただくという性格のものであ

ります。

○秦委員 そうしますと、例えば資料2にありますように、個別事業の実施事業で言うと、63ページにわたりますと、多種多様、多岐にわたっての事業がありますので、これ一つ一つについての検証は当然無理だと思うのです。この会が年間何回ぐらいで、どの程度の時間で話をしていくのかということにもなろうかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えなのかというあたりをちょっとお伺いしたいと思っています。

○事務局（八反田子ども未来局長） 個々の事業については、市としてそれぞれの部局が責任を持って実行するものでございますので、大きな枠組みといいますか、方向性、それから、今後、着眼点としてこうあるべきであるという方向性をこちらの協議会の中でいただきたいと思っております。個別の事業についてこの場で協議をいただくのは、体制としては難しいのではないかと思います。それぞれ専門のお立場でご参加の委員の方もおいでになりますので、そうした立場からご意見として、また実情等をご発言いただくことについては、お話を伺いたいと思っております。

○金子座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○秦委員 理念と目標だけをここでみんなで共有し合うというだけでは、そこに対する実効性が担保されていない限り、実際に市民の満足度としてサービスは提供されているのかどうかというチェックにまで至らないだろうと思えますし、では、どこまでをチェックすればいいのだろうか、どこまでについて我々が政策提言をすればいいのだろうかというあたりは、かなり細かいところまでというのは当然難しいと思えます。今後、どの辺までというあたりがもうちょっと具体的にわかってくるといいなと思って聞いておりました。

以上です。

○金子座長 私は、大学で社会調査の専門の授業をしているのですがけれども、今のご質問の中で、札幌市は子どもを生み育てやすい環境ですかという非常に大ざっぱな質問に対して、多くの場合は、例えば基本目標1については高い満足があるけれども、基本目標2については批判的であるということは当然あり得るわけです。それは、意識の中で回答者が全部一緒にして、とりあえずは生み育てる基本目標1についてはいいけれども、今、自分が直面しているのは基本目標2の方で、これについては不満である、例えば1万円なんかでは足りないと思っておられると評価が悪くなるわけです。

ですから、もし直接的な対応をお考えであれば、全部について、これについては現状はこれこれですが、これについてあなたはどう思いますかということと言わない限り、今のご意見については答えられないと思えます。したがって、全体像として見た限りでも、やはり評価は上がっていないということは重く受けとめていただきたいのですが、事業そのものの評価をやるということは、多分、技術的にも不可能であるということです。

○秦委員 たまたまここに目に見える数字があったのでそうなのですがけれども、目に見えないところでも、自分自身も子育てをしていますし、子育て支援もしていますけれども、

それほど子育てをしやすい環境だと思っている方がそれほど圧倒数を占めているとは感じない部分もありますので、その辺については、多くの市民が札幌は子育てしやすいまちだということを実感できるまちづくりということについて、今後、より積極的に考えていく必要があると思います。

○金子座長 同じだと思います。

○高荷委員 今日の会議の目的が何だったのかといったところが、私もそうですけれども、皆さん、もうひとつはっきりしていなかった要素があるのだろうと思います。今日は、過去3年間の実績の……。

○金子座長 5年間です。

○高荷委員 まだ5年たっていないでしょう。

○金子座長 つくってから5年間です。

○高荷委員 2年先行しているから、5年間の流れをご説明いただいたということですね。

○金子座長 基本的にはそうです。

○高荷委員 それに対する質問があれば受けましたということで、次回以降が次なる5年間に対する意見を持っていこうという位置づけですね。そういうふうに理解すればよろしいということですか。

○金子座長 はい。

そして、中身としては、事業はここにあるようなたくさんありますけれども、それを削ったり、増やしたりということも含めて、ここで議論をしていただきたいということです。基本的には、札幌の子どもがここに書いてあるような、輝ける、あるいは、子どもの視点で育ち、学びという環境を良くしていくと。

ただ、お気づきと思いますが、札幌市独自でやれる部分と国がやらなければいけない部分が渾然一体化しているのです。ですから、国がやれないところについては、札幌市としてはこういうことまでやってほしいという話にしかならないわけです。例えば、児童手当は、なかなか独自にはつくれません。国の基準がありますから、幾らもっと欲しいと言っても、それはなかなか難しいという話になるわけです。基本的には、札幌市が主体としてやれるようなことで、しかも、子どものため、あるいは子どもを育てているお家、あるいは全体としては札幌市民、札幌市の企業、団体が輝けるというか、今後5年にわたって次世代育成にどのようにプラスになるものができるかという観点からの協議会というふうに理解していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○高荷委員 わかりました。

○金子座長 それでは、時間を少しオーバーしました。

本日は、皆様方大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。同時に、幾つか次回に向けて宿題まで出していただいておりますので、それは事務局の方で精査をしていただきたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（新津子ども企画課長） 本日は、長い時間にわたりましてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日の議題のさっぽろ子ども未来プランの平成19年度の実施状況につきましては、毎年、市民公表ということになってございますので、公開を行う予定でございます。

次回の協議会につきましては、また改めまして日程調整をさせていただきたいと思っております。その節は、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

8. 閉 会

○事務局（新津子ども企画課長） それでは、これで本日の札幌市次世代育成支援対策推進協議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上